

患者さんの権利と責務について

当院では、「患者中心の医療」を実践しています。

医療従事者と患者とが協力し、Shared Decision Making（共同意思決定）の手法で意思決定支援と治療をおこなうためのチーム医療を推進しています。

患者さんの権利については、WMAリスボン宣言にのっとり、以下のように定めています。

患者さんの権利

序文

リスボン宣言 日本医師会の翻訳を抜粋します。

「意思は常に自らの両親に従い、また常に患者の最善の利益のために行動すべきであると同時に、それと同等の努力を患者の自立性と正義を補償するために払わねばならない。

以下に掲げる宣言は、医師が是認し推進する患者の主要な権利のいくつかを述べたものである。医師および医療従事者または医療組織は、この権利を認識し、擁護していく上で共同の責任を担っている。」

原則

内容の一部を抜粋（詳細はリスボン宣言日本医師会訳を参照してください）

1. 良質の医療を受ける権利
 - すべての人は、差別なしに適切な医療を受ける権利を有します。
2. 選択の自由の権利
 - 患者は自由に担当の医師、病院、あるいは保険サービス機関を自由に選択し、また変更する権利を有します。
 - また、いかなる治療段階でもほかの医師の意見を求める権利を有します。
3. 自己決定の権利
 - 患者は、自分自身に関わる自由な決定を行うための自己決定の権利を有します。また医師は、その決定のもたらす結果を患者に知らせるものとします。
 - 患者は医学研究あるいは医学教育に参加することを拒絶する権利を有します。
4. 意識のない患者
 - 患者が意識不明かその他の理由で意思を表示できない場合は、法律上の権限を有する代理人から可能な限りインフォームドコンセントを得なければなりません。
5. 法的無能力の患者
 - 患者が法的無能力者の場合、法律上の権限を有する代理人の同意が必要とされます。それでもなお、患者の能力が許す限り、患者は意思決定に関与しなければなりません。
6. 患者の意思に反する処置

- 患者の意思に反する診断上の処置あるいは治療は、特別に法律が認め、かつ医の倫理の諸原則に合致する場合には、例外的な事例としてのみ行うことができます。
7. 情報に対する権利
- 患者はいかなる医療上の記録であろうと、そこに記載されている自己の情報を受け取る権利を有し、(中略) また病状について十分な説明を受け取る権利を有します。
 - 例外的に情報が患者自身の生命あるいは健康に著しい危険をもたらす恐れがあると信ずるべき十分な理由がある場合は、情報を与えなくともよいとされます。
8. 守秘義務に対する権利
- 患者に関わる個人を特定しうるあらゆる情報は、患者の死後も秘密が守られねばなりません。
9. 健康教育を受ける権利
- すべての人は、個人の健康と保険サービスの利用について、情報を与えられた上での選択が可能となるような健康教育を受ける権利があります。この教育には、健康なライフスタイルや疾病の予防および早期発見についての手法に関わる情報が含まれていなければなりません。
10. 尊厳に対する権利
- 患者は、その文化および価値観を尊重されるように、その尊厳とプライバシーを守る権利は医療と医学教育の場において、常に尊重されるものとします。
 - 患者は、最新の医学知識に基づき、苦痛を緩和される権利を有します。
 - 患者は、人間的な終末期ケアを受け取る権利を有し、またできる限り尊厳を保ち、かつ安楽に死を迎えるためのあらゆる可能な助力を与えられる権利を有します。
11. 宗教的支援に対する権利
- 患者は、信仰する宗教の聖職者による支援を含む、精神的・道徳的慰問を受け取るか受け取らないかを決める権利を有します。

患者さんの責務

同様に、以上の患者さんの権利を尊重した医療の実践のために、患者さんに守っていただく責務もあります。

- 1, 患者さんの健康に関するただしい情報を提供してください。
- 2, 医療行為に協力してください。
- 3, 療養や治療に患者さん自身が積極的に参加し療養に取り組みましょう。

- 4, 医療安全の確保のため、医療行為や治療薬についての不安があれば、お知らせください。
- 5, 院内感染の防止を目的とした処置やルールにご協力ください。
- 6, 院内の規則に従い、社会的ルールを遵守し、医療者の指示に従ってください。
- 7, 職員への暴言、暴力により診療に協力が得られない行為、または、診療の妨げになる行為は慎んでください。